琉球大学学術リポジトリ

琉球大学教育学部1年次学生の「体罰」に対する意識についての一考察：学生へのアンケート調査をとおして

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学教職センター
	公開日: 2021-04-02
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 佐久間, 正夫, Sakuma, Masao
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/48010

琉球大学教育学部１年次学生の「体罰」に対する意識についての一考察
- 学生へのアンケート調査をとおして -

佐久間正夫 *

A Study on First-Year Pre-service Teachers' Consciousness of Corporal Punishment: Through Questionnaire Survey Responses

Masao SAKUMA*

はじめに

本研究は、琉球大学教育学部の１年次の学生を対象に、大要、体罰 (1) の自己体験の有無、体罰を受けた時期や場所、体罰を受けた人物やその理由、体罰法制に関する認識などを尋ねることにより、教育学部の１年次の学生が、体罰に対してどのような体験を持ち、どういう意識や認識を有しているかの解明を目的とするものである。

わが国の学校教育においては、体罰は学校教育法第 11 条により、明確に禁止されている。このような体罰の法禁は、体罰が子どもの生命を初め、身体や精神に直接、関わる問題だと考えられているからである。しかしながら、筆者のこれまでの教職経験によれば、この体罰の問題は、子どもの発達論をめぐる科学性や法論理性が説得力を持ちにくく、各人の思い入れや感情を伴った価値観念、信念論争となったりする (2)。教育学部の学生は教員養成の段階である学生の時期に、体罰の事実の把握や実態の共有を初め、特に学校教育法第 11 条の趣旨や意義などを、教職の専門的知識として押さえていなければならない。以上により、学生は教員養成の過程で、体罰の問題に対する科学性や法論理性に基づく理解だけではなく、体罰の否定や根絶を視野に入れた、教職への姿勢や考え方を作り上げていくことが必要であろう、と筆者は考える。

筆者はこれまでに、表題に関わる論考を五本、報告してきた (3)。しかしながら、これらの調査研究の対象者は主に、２年次以上の教育学部学生である。このように、筆者によるこれまでの体罰に関するアンケート調査の対象者には、教育学部の１年次の学生はあまり、含まれてこなかった。そこで筆者は、今回のアンケート調査の対象者を、教育学部の１年次の学生に限定した。その理由は、教育学部学生１年次の履修状況に関わることである。教育学部の１年次の学生は前学期、教職に関する科目としては唯一、教職の入門科目として位置づけられている、「教職入門」を履修する。このように、大学入学後、教職に関する授業科目を本格的に履修していない段階にあると考えられる、教育学部の１年次の学生は１年次後学期に、体罰に対してどのような認識を有しているのだろうか。特に、体罰に関わる教職の専門的な知識である、体罰法制について、教育学部の１年次の学生と２年次以上の学生との意識・認識を比較すると、どのような違いが見られるのだろうか。これまでの体罰に関する調査研究においては、教育学部の１年次学生だけを調査対象にした研究は、ほとんど見られない。

以上のような問題意識のもと、筆者は今回の体罰アンケート調査結果を分析・報告するとともに、筆者が 2015 年度、２年次以上の教育学部学生を対象に実施した、体罰アンケート調査（以下、

* 琉球大学教育学部　子ども教育開発専修

「2015 年度体罰調査」）で得られた知見との比較・考察も行なった。

1. 体罰に関するアンケート調査の目的・対象・方法など

（1）本アンケート調査の目的

本アンケート調査は基本的には、筆者が従来、行なってきたそれに倣っている。今回のアンケート調査は、琉球大学教育学部の 1 年次の学生のみを対象とする。アンケート調査では大要、体罰自己体験の有無、体罰を受けた時期や場所、体罰を受けた人物やその理由、体罰法制に関する認識などを尋ねることをとおして、教育学部の 1 年次の学生が、体罰に対してどのような体験を有し、どういった認識を持っているかの解明を目的とする。

（2）本アンケート調査の対象・方法など

①本アンケート調査の対象

（1）で述べてきた本アンケート調査の目的を達成するため、筆者は、本アンケート調査を、筆者が 2017 年度、2018 年度、2019 年度、そして 2020 年度の後学期に教育学部で担当した、「教職に関する科目」である「教育原理」で実施した。

②本アンケート調査の方法

筆者が行なった、アンケート調査の実施日時等を示すと、以下の【表 1】のようになる。

【表 1】アンケート調査の実施方法等

授業科目名	実施日時	配付数	回収数（回収率）
「教育原理」	2017（平成 29）年 11 月 20 日	43 部	43 部（100％）
「教育原理」	2018（平成 30）年 11 月 19 日	48 部	48 部（100％）
「教育原理」	2019（令和 1）年 11 月 25 日	49 部	49 部（100％）
「教育原理」	2020（令和 2）年 11 月 17 日～ 20 日	50 部	42 部（ 84.0％）
計		182 部	

2017 年度の「教育原理」では、アンケート調査は 2017 年 11 月 20 日、実施された。アンケート調査票の配付数は 43 部（受講登録者数は 50 名）である。2018 年度の「教育原理」においては、アンケート調査は 2018 年 11 月 19 日、行なわれた。アンケート調査票の配付数は 48 部（受講登録者数は 51 名）である。2019 年度の「教育原理」については、アンケート調査は 2019 年 11 月 25 日、行なわれた。アンケート調査票の配付数は 49 部（受講登録者数は 51 名）である。以上の三回のアンケート調査票は、全員から回収された（回収率 100％）。2020 年度の「教育原理」に関しては、アンケート調査はコロナ禍を受け、11 月 17 日から 20 日までの 4 日間、WebClass で実施された。アンケート調査票の配付数は 50 部（受講登録者数は 50 名）であり、アンケート調査票は 42 部、WebClass に提出された（回収率 84％）。

③アンケート調査を実施するに当たって留意した点

筆者は 2017 年度以降、上記の授業においていずれも、半期間に 2 回ほど、体罰をテーマに取り上げ、授業を行なってきた。筆者は体罰をテーマに取り上げた第 1 回目の授業の際、授業の基礎資料を得るという目的で、受講学生を対象に体罰自己体験などを尋ねるアンケート調査を実施してきた。筆者はアンケート調査を実施する前に、受講学生に以下のような体罰の簡略な定義

を板書し、紹介した上で、アンケート調査を行なってきた。

「本調査でいう『体罰』とは、学校教育における教師 - 児童・生徒関係を前提に、教師が教育的意図を持って行なう懲戒行為のうち、生徒に直接・間接に身体的苦痛を与える行為、殴る・蹴るの類が該当するほか、正座・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるという肉体的苦痛を伴うものをさします」。

このように、体罰の簡略な定義を紹介し、アンケート調査を実施した理由として、筆者は、アンケート調査対象者が１年次であり、まだそれ程、教職科目を履修していない段階にあること、したがって、「体罰」とはどのようなものを言うのかという、体罰の定義も押さえないままアンケート調査を実施したとしても、体罰自己体験率などの正確なデータを得ることができないのではないか、ということに留意したからである。

2. 教育学部１年次の学生に対する体罰についての意識調査の結果と考察

筆者が実施した、体罰についてのアンケート調査に関しては、従来の研究で用いてきた調査票を使用した。また、これまでの分析方法と同様、アンケート調査項目を大要、(1) 体罰自己体験の有無、男女別体罰自己体験率、体罰を受けた時期、体罰を受けた場所、体罰を行なった人物、体罰を受けた理由、(2) 体罰法制に対する学生の意識・認識、という二つに分類して、調査結果を述べていく。その際、筆者による「2015 年度体罰調査」によって析出された知見を適宜、用いる。「2015 年度体罰調査」と今回の調査結果との比較・考察を行なうことにより、最近５カ年間ほどの体罰をめぐる事実の変化が明らかになるであろう。

（１）体罰自己体験の有無、男女別体罰自己体験率、体罰を受けた時期、体罰を受けた場所、体罰を行なった人物、体罰を受けた理由

①教育学部１年次学生の体罰自己体験の有無

「あなたは今までに教師から、『体罰』を受けたことがありますか」と、体罰自己体験の有無に関して尋ねた結果を示したものが、【表 2】である。

【表 2】教育学部１年次学生の体罰自己体験の有無

事　項	人　数	割　合
体罰を受けたことがある	35 名	19.2％
体罰を受けたことがない	147 名	80.8％
合　計	182 名	100.0％

これによると、「ある」と回答した学生は 19.2％（35 名 /182 名）であり、「ない」と回答した学生は 80.8％（147 名 /182 名）である。教育学部の１年次の学生のうち、２割弱の学生は体罰を受けたことがある。これに対して、大半の８割を少し超える学生は体罰を受けたことがない、ということがわかる。

この体罰自己体験率に関して、筆者が実施した、「2015 年度体罰調査」の結果と比較しつつ、考察を行なっていく。筆者の「2015 年度体罰調査」によれば、体罰自己体験率は 50.0％（49 名 /98 名）である。筆者はそれまでの 2003 年度、2012 年度、そして、2014 年度という３回の体罰調査結果との比較から、この 50.0％という体罰自己体験率の数値を、「学生たちのこの体罰自己体験率は、かなり高いと言えるのではないだろうか」と述べた [(4)]。しかしながら、今回の調

査結果では、体罰自己体験率は２割弱程度であり、「2015 年度体罰調査」と比較した場合、かなり減少していると言えるのではないか。このことを、年度別の体罰自己体験率から示してみよう。

今回の体罰調査に基づき、年度別に体罰自己体験率の結果を示したものが、【表 3】である。

【表 3】教育学部１年次学生の年度別体罰自己体験率

事　項	体罰を受けたことがある	体罰を受けたことがない
2017（平成 29）年度	25.6%（11 名 /43 名）	74.4%（32 名 /43 名）
2018（平成 30）年度	20.8%（10 名 /48 名）	79.2%（38 名 /48 名）
2019（令和 １）年度	18.4%（ 9 名 /49 名）	81.6%（40 名 /49 名）
2020（令和 ２）年度	11.9%（ 5 名 /42 名）	88.1%（37 名 /42 名）
全体平均	19.2%（35 名 /182 名）	80.8%（147 名 /182 名）

これによれば、2017 年度、2018 年度、2019 年度、そして 2020 年度の調査で得られた、「体罰を受けたことがある」という、体罰自己体験率はそれぞれ、25.6%、20.8%、18.4%、11.9%である。これに対して、「2015 年度体罰調査」の体罰自己体験率は、50.0%である。筆者は以前に、「体罰自己体験率は、調査年度や対象クラスによって異なっているが、（中略）〔現在までの筆者の調査結果に基づくと：筆者注〕約３割から４割で推移している、と考えて良いように思われる」と述べたことがある[(5)]。しかし、2017 年度以降の最近４ヵ年の継続調査で得られた、体罰自己体験率の数値によれば、体罰自己体験率は２割台半ばから徐々に減少し、2020 年度の調査では 11.9%と、１割台前半になっている。教育学部学生１年次の体罰自己体験率は減少傾向にある、ということが窺われる。

②体罰を受けた時期

今までに教師から、「体罰を受けたことがある」と回答した 35 名の学生のうち、体罰を受けた時期を尋ねた結果を示したものが、【表 4】である。

【表 4】体罰を受けた時期

学年	小１	小２	小３	小４	小５	小６	中１	中２	中３	高１	高２	高３	大学
人数	１名	５名	３名	６名	８名	11 名	７名	９名	４名	２名	１名	１名	０名
割合	2.9%	14.3%	8.6%	17.1%	22.9%	31.4%	20.0%	25.7%	11.4%	5.7%	2.9%	2.9%	0%

これによれば、体罰を受けた時期について、小学生と中学生ではほぼ、学年進行とともに、体罰自己体験率は増加傾向を示していることがわかる。ただし、中学校３年間の期間の中で比較を行なうと、中学校３年生の体罰自己体験率は減少している[(6)]。そして、小・中学生の体罰自己体験率との比較では、高等学校以降におけるそれは、非常に低率になっていると言える[(7)]。

体罰自己体験率について、学年ごとにもう少し詳しく考察していく。小学生の体罰自己体験率は、１年生で 2.9%（１名 /35 名）、２年生で 14.3%（５名 /35 名）であり、合計すると 17.2%である。このことから、低学年である１・２年生はすでに、約６名に１名の割合で、何らかの体罰体験を有していることがわかる。同様に、中学年の３･４年生の体罰自己体験率はそれぞれ、8.6%（３名 /35 名）、17.1%（６名 /35 名）であり、合計すると 25.7%（９名 /35 名）である。これは、中学年である３・４年生において、約４名に１名の割合で、何らかの体罰体験を受けていることを表わしている。ここまで、小学校の低学年と中学年の体罰自己体験率を見てきた。これらの体

罰自己体験率を合計すると、42.9％（15 名 /35 名）である。小学校 4 年生までに、4 割を超える児童が体罰を体験していることになる。

高学年である小学校 5･6 年生の体罰自己体験率はそれぞれ、22.9％（8 名 /35 名）、31.4％（11 名 /35 名）であり、合計すると 54.3％である。高学年において、6 割近くの児童が体罰を受けていることになる。この高学年の体罰自己体験率が約 6 割であるという数値は、上述したように、小学校低・中学年の合計体罰自己体験率 42.9％と比較すると、約 12 ポイントほど高率である。この数値は、小学校低・中学年と比較すると、高学年での体罰がより一層、用いられていることを示すものであると言えよう。上述してきたように、小学校 1 年生から 6 年生までの体罰自己体験率を単純合計すると、97.2％となり、100.0％に近い。このことから、「体罰を受けたことがある」と回答した 35 名の学生たちは小学校時代に、ほぼ全員が何らかの体罰体験を有している、ということになる。以上の検討から、体罰という行為は現在、小学校において、かなり頻繁に用いられているということが窺われる。

中学生に関しては、中学校 1・2 年生時の体罰自己体験率はそれぞれ、20.0％、25.7％である。小学校 5・6 年生の体罰自己体験率はそれぞれ、22.9％、31.4％である。ここから、中学生の体罰自己体験率は、小学校 5・6 年生のそれとの比較では、3 ポイントから最大で 11 ポイントほど低くなっていることがわかる。そして、以上の小学校 5・6 年生と中学校 1・2 年生時の体罰自己体験率とを比較すると、中学校 3 年生時の体罰自己体験率は 11.4％であり、かなり低いと言えよう。小学校の場合と同様に、中学校 3 年間の体罰自己体験率を単純合計すると、57.1％である。ここから、「体罰を受けたことがある」と回答した 35 名の学生たちは中学校時代に、約 6 割ほどの者が体罰の体験を有している、ということがわかる。中学生の体罰自己体験率の単純合計 57.1％は、先に見てきた、小学生のそれである 97.2％と比較すると、体罰は特に、小学校で多用されているということが窺われる。

高校生については、高校 1 年生の体罰自己体験率は 5.7％（2 名 /35 名）であるが、高校 2 年生と 3 年生のそれは同じで、2.9％（1 名 /35 名）である。小・中学生の体罰自己体験率と比較すると、学生たちの高校時代のそれは、非常に低率であると言える。このことは、本学部の学生たちは進学高校出身の者が多い、ということと関係しているように考えられる [(8)]。

体罰を受けた時期に関して、筆者が実施した、「2015 年度体罰調査」と今回のそれとを比較しつつ、考察を行なってみる。筆者の「2015 年度体罰調査」によると、全体としての体罰自己体験率は、小学生から中学生への学年進行と並行して、増加傾向が見られる。そして、高校段階以降の体罰自己体験率は、大幅な減少を示している [(9)]。このような調査結果の傾向は、上で述べてきたように、今回の調査結果でも得られていると言えよう。

③体罰を受けた場所

今までに教師から、「体罰を受けたことがある」と回答した 35 名の学生のうち、体罰を受けた場所を尋ねた結果を示したものが、【表 5】である。

【表 5】体罰を受けた場所

場　所	教　室	体育館	廊　下	運動場	その他
人　数	19 名	10 名	9 名	2 名	3 名
割　合	54.3％	28.6％	25.7％	5.7％	8.6％
備　考					理科室、書写室、遠足で

これによれば、「あなたが体罰を受けた場所はどこですか」という問いに対して、最も多い

回答は「教室」であり、54.3％である。以下、多い順に挙げると、「体育館」28.6％、「廊下」25.7％、「運動場」5.7％、などとなっている。体罰を受けた学生のうち、半数以上は「教室」で体罰を体験している。体罰は、部活で使用されることが多い、「体育館」や「運動場」などで行なわれているというわけではなく、その多くは、「教室」で行なわれていることがわかる。学生が体罰を受けた場所は、「体育館」と「運動場」を合計しても 34.3％であり、「教室」の 54.3％を 20 ポイントも下回っている。

体罰は一般に、運動系の部活動の場や、体育の授業の際に行なわれていることが多い、と考えられているのではないか。しかしながら、先行研究を初め、筆者のこれまでの調査結果と今回のそれによれば、体罰を受ける場所の多くは必ずしも、部活動や体育の授業が行なわれる、「体育館」や「運動場」ではない。体罰は、学習の場である、「教室」で行なわれることが多い、ということがわかっている。

この体罰を受けた場所について、筆者が行なった、「2015 年度体罰調査」と今回のそれとを比較しながら、考察をしてみよう。筆者の「2015 年度体罰調査」によれば、「体罰を受けた場所」として多い順に示すと、「教室」59.2％、「体育館」32.7％、「廊下」22.4％、「運動場」16.3％、などと続いており、「教室」が 6 割近くを占め、圧倒的に多い。学生が体罰を受けた場所は、「体育館」と「運動場」を合計すると 49.0％であり、「教室」の 59.2％に 10 ポイントほど及ばない[10]。ここから、今回の調査結果はほぼ、「2015 年度体罰調査」結果と同じ傾向を表わしていると言える。

以上に基づくと、学生が体罰を受けた場所の多くは運動系の部活動や体育の授業で使用されることが予想される、「体育館」や「運動場」ではない。体罰は、「教室」で行なわれることが最も多い。このことは体罰がしばしば、学習指導の場で用いられていることを窺わせるものである。

④体罰を行なった人物

今までに教師から、「体罰を受けたことがある」と回答した 35 名の学生に対して、体罰を行なった人物を尋ねた結果を示したものが、【表 6】である。

【表 6】体罰を行なった人物

人　物	担任教師	クラブ顧問教師	体育教師	他のクラス担任	外部コーチ	生徒指導教師	理科・書写教師
人　数	24 名	8 名	3 名	2 名	2 名	1 名	2 名
割　合	68.6％	22.9％	8.6％	5.7％	5.7％	2.9％	5.7％

これによれば、「あなたは、誰に体罰を受けましたか」という問いに対して、最も多い回答は、「担任教師」である。その割合は 68.6％であり、7 割近くを占めている。他の「体罰を行なった人物」との比較では、「担任教師」という回答は、圧倒的に多いことがわかる。以下、多い順に挙げると、「クラブ顧問教師」22.9％、「体育教師」8.6％、「他のクラスの担任」と「外部コーチ」は同じでそれぞれ 5.7％、「生徒指導教師」2.9％、などとなっている。「担任教師」68.6％と「他のクラスの担任」5.7％を合計すると、74.3％になり、体罰を行なった人物として、「担任教師」の割合はより一層、増加する。「その他」には、「理科教師」と「書写教師」がそれぞれ一人ずつ、含まれている。仮に、これらの「理科教師」と「書写教師」がいずれも、担任を持っているとすれば、「担任教師」の割合は 80.0％となり、さらに増えることになる。

以上、「教師から体罰を受けたことがある」と回答した学生の大半は、「担任教師」から体罰を受けていることがわかる。この「体罰を行なった人物」について、筆者が実施した、「2015 年度体罰調査」の結果と比較しながら、考察を加えていく。筆者の「2015 年度体罰調査」によると、「体罰を行なった人物」について、多い順に挙げると、「担任教師」63.3％、「クラブ顧問教師」

32.7％、「体育教師」14.3％、「生徒指導教師」10.2％、などとなっており、「担任教師」が圧倒的に多い。このように、「2015 年度体罰調査」と今回の調査においてはいずれも、「体罰を行なった人物」に関して、「担任教師」が群を抜いて最も多いことがわかる[11]。

それでは、「教師から体罰を受けたことがある」と回答した大半の学生はなぜ、一般に想定されることが多い、「クラブ顧問教師」や「体育教師」からではなく、「担任教師」から体罰を受けることが多いのだろうか。それには大要、二つの要因が関連していると考えられる。

第一は、体罰を受けた時期についてである。すでに「③体罰を受けた時期」の箇所で述べたように、今回の調査によれば、「教師から体罰を受けたことがある」と回答した学生のうち、小学校時代における体罰自己体験率の単純合計は 97.2％であり、ほぼ 100.0％である[12]。ここから、「教師から体罰を受けたことがある」と回答した学生たちは小学校時代に、ほぼ全員が何らかの体罰を体験している、と言えるだろう。このことは、わが国の小学校で制度として採用されている、学級担任制と密接に関係していると考えられる。言うまでもなく、わが国の小学校においては、基本的には学級「担任教師」がほぼ、全教科を担当し学習指導を初め、生活指導なども行なうという、学級担任制が採られている。このような小学校教育における制度的な背景により、小学校時代に体罰自己体験がある場合、そのほとんどは「担任教師」から体罰を受けている、ということになるのではないだろうか。

第二は、体罰を受けた場所に関してである。これもすでに、「④体罰を受けた場所」の部分で指摘したように、「教師から体罰を受けたことがある」と回答した学生のうち、体罰を受けた場所として、「教室」が圧倒的に多い。このことと、上述した第一の点とを併せて考えると、小学校時代の体罰の多くは、「担任教師」による学習指導や生活指導などの教育活動の過程で、「教室」で行なわれている、というように説明できるであろう。

⑤体罰を受けた理由

今までに教師から、「体罰を受けたことがある」と回答した学生のうち、あなたが「体罰を受けた理由は何ですか」を尋ねた結果を示したものが、【表 7】である。

【表 7】体罰を受けた理由

理由	宿題忘れ・忘れ物	部活	教師への反抗・口答え	規則・きまりを破る	授業中の私語・さわぎ
人数	8 名	7 名	7 名	6 名	4 名
割合	22.9％	20.0％	20.0％	17.1％	11.4％

けんかなどの暴力行為	授業の遅刻	掃除等のさぼり	いじめ・いたずらをした	成績不良・問題ができない	その他
3 名	2 名	2 名	1 名	1 名	9 名
8.6％	5.7％	5.7％	2.9％	2.9％	25.7％

これによれば、「体罰を受けた理由」に挙げられている項目を、割合が高いものから順に並べると、「宿題忘れ・忘れ物」が最も多く、22.9％である。次に多いものは、「部活」と「教師への反抗・口答え」が同じでそれぞれ、20.0％である。以下、「規則・きまりを破る」17.1％、「授業中の私語･さわぎ」11.4％、「けんかなどの暴力行為」8.6％、「授業の遅刻」と「掃除等のさぼり」が同じでそれぞれ 5.7％、などと続いている。

今回の調査によると、「体罰を受けたことがある」と回答した学生のうち、「体罰を受けた理由」

として、「宿題忘れ・忘れ物」22.9％と「部活」20.0％の割合がそれぞれ高い。このように、「体罰を受けた理由」として、「宿題忘れ・忘れ物」という学習指導の場と、「部活」の場における割合が高い[13]。しかしながら、先行研究や筆者によるこれまでの調査研究の結果によれば、「④体罰を受けた場所」と「⑤体罰を行なった人物」の箇所でも指摘したように、体罰の多くは「教室」で、しかも、「担任教師」による日常の学習指導や生活指導などの教育活動の場面で行なわれている、ということがわかっている。

今回の調査結果で得られた【表 7】のデータに基づき、「教室」における「担任教師」の典型的な学習指導場面に該当すると考えられる項目を挙げると、「宿題忘れ・忘れ物」22.9％、「授業中の私語・さわぎ」11.4％、「授業の遅刻」5.7％、「成績不良・問題ができない」2.9％、となるであろう。これら四つの項目の割合の単純合計は 42.9％であり、「部活」単独の 20.0％と比較すると 2 倍以上であり、割合としてはかなり高くなっている。

「体罰を受けた理由」に関して、筆者による「2015 年度体罰調査」結果と今回のそれとを比較し、考察を行なってみよう。筆者の「2015 年度体罰調査」によれば、「体罰を受けた理由」は、割合の高い項目順に挙げると、「部活」34.7％、「規則・きまりを破る」32.7％、「授業中の私語・さわぎ」24.5％、「宿題忘れ・忘れ物」と「教師への反抗・口答え」がそれぞれ同じ割合で 18.4％、「いじめ・いたずらをした」10.2％、「授業の遅刻」8.2％、などとなっている[14]。今回の調査とは異なり、「部活」の割合が最も高く、3 割台半ば近くを占め、34.7％である。これに対して、「教室」における、「担任教師」による学習指導等の場面に相当する項目の割合は、「授業中の私語・さわぎ」24.5％、「宿題忘れ・忘れ物」18.4％、「授業の遅刻」8.2％、「成績不良・問題ができない」4.1％、となっている。これら四つの項目の割合の単純合計は 55.2％であり、6 割近くになる。これは、「部活」単独の 34.7％よりも、20 ポイントほど高い割合である。

以上述べてきたように、筆者が行なった「2015 年度体罰調査」と今回の調査結果によれば、「体罰を受けた理由」で多いものは、「部活」を挙げることができるであろう[15]。しかしながら、「体罰を受けた理由」として、「教室」における「担任教師」の学習指導等に関わる、「宿題忘れ・忘れ物」「授業中の私語・さわぎ」「授業の遅刻」などの関連項目の割合に着目し、単純合計すると、「部活」単独のそれよりもかなり高い割合になる。ここから、今までに教師から、「体罰を受けたことがある」と回答した学生たちは、必ずしも「部活」においてではなく、学習指導等の場面において体罰を体験してきた者が多い、ということが窺われる。

（２）体罰法制に対する教育学部学生１年次の意識・認識

筆者は、体罰に関わり、学生が教職課程で学ぶべき、最重要と考えられる専門的な知識の一つに、体罰を禁じた、学校教育法第 11 条があると考える。体罰法制の根幹を形成し、体罰禁止規定と呼ばれる、学校教育法第 11 条は教職の専門性に関わり、その存在意義は非常に大きいと言えよう。それでは、教育学部の 1 年次の学生は、体罰の禁止が明記されている、この学校教育法第 11 条に対して、どのような意識や認識を有しているのだろうか。また、学生はどのように、学校教育法第 11 条の存在を知ったのだろうか。

筆者は、上で述べたような、学校教育法第 11 条に対する学生の意識・認識を明らかにするため、以下の調査項目【問 6】を作成し、この 4 ヵ年間、継続してアンケート調査を実施してきた[16]。以下では、【問 6】の（1）（2）（3）の順番で、この調査項目の結果を示していく。

【問 6】ある法律には、次のような規定がなされています（全員、回答してください）。

「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

（1）上記の法律は、体罰禁止規定と言われたりしますが、あなたは後学期の本日の授業を受け

るまでに、この法律を読んだことがありましたか。

1. はい　　2. いいえ

(2) (1) で「1. はい」と回答された方は、上記の法律名を書いてください（例：日本国憲法第９条、児童福祉法、いじめ防止対策推進法、など）。

(3) (1) の法律名を、あなたはどのようにして知りましたか（例：大学の〇△先生の「教職入門」の講義で、等々）。

①学校教育法第 11 条を読んだことがあるか否か

【表 8】は、【問 6】(1) の調査項目の結果を示したものである。

【表 8】法律条文を読んだことがあるか否か

事　項	法律条文を読んだことがある	法律条文を読んだことがない
2017（平成 29）年度	7.0%（3 名 /43 名）	93.0%（40 名 /43 名）
2018（平成 30）年度	10.4%（5 名 /48 名）	89.6%（43 名 /48 名）
2019（令和 1）年度	2.0%（1 名 /49 名）	98.0%（48 名 /49 名）
2020（令和 2）年度	2.4%（1 名 /42 名）	97.6%（41 名 /42 名）
全　体	5.5%（10 名 /182 名）	94.5%（172 名 /182 名）

上記【問 6】(1) の調査項目のとおり、法律名を意図的に記載しないで、学校教育法第 11 条を「ある法律」として提示し、受講学生がこの法律条文を読んだことがあるか否か、を尋ねた[17]。その年度別の結果が【表 8】である。これによれば、学校教育法第 11 条を「読んだことがある」と回答した学生は全体では 5.5%（10 名 /182 名）で、1 割にも満たない。教職課程で学ぶ学生として、この正答率は、非常に低率であると言えよう。これに対して、学校教育法第 11 条を「読んだことがない」と回答した学生は 94.5%（172 名 /182 名）であり、9 割台の半ば近くに達する。ここから、今回の調査では、1 年次の教育学部学生は後学期までにほぼ、体罰禁止が規定された、学校教育法第 11 条を読んだことがない、ということがわかる。年度ごとの比較では、2018 年度の回答結果が 10.4% と 1 割を少し超えているが、他の年度のそれはそれぞれ、多い順に示すと 7.0%、2.4%、2.0% であり、非常に低いと言える[18]。

教育学部の 1 年次学生が、「学校教育法第 11 条」を読んだことがない、という背景には、次のような学生の履修状況が関係していると考えられる。教育学部の 1 年次学生は前学期、教職科目の必修科目として「教職入門」を履修する。「教職入門」は制度上、その科目に含めることが必要な事項として、「教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）」とされている。このような「教職入門」という科目の性格から考えると、おそらく、授業の中で、「学校教育法」という法律を学ぶ機会は少ないのではないか。したがって、1 年次の学生が後学期の段階で、「学校教育法第 11 条」という法律条文そのものを知らなくても、当然であると言えよう。それでは、「ある法律」、すなわち、学校教育法第 11 条を「読んだことがある」と回答した 10 名の学生のうち、何名の学生が法律名を書くことができたのだろうか。

②法律名を書くことができたか否か

【表 9】は、【問 6】(2) の調査項目の結果を示したものである。

【表 9】法律名を書くことができたか否か

事　項	法律名を書くことができた	法律名を書くことができない
2017（平成 29）年度	2.3%（1 名 /43 名）学校教育法第 11 条：1 名 無回答：2 名	97.7%（42 名 /43 名）
2018（平成 30）年度	8.3%（4 名 /48 名）学校教育法第 11 条：3 名 学校教育法：1 名 わかりません：1 名	91.7%（44 名 /48 名）
2019（令和 1）年度	0.0%（0 名 /49 名）学校教育法など正答：0 名 無回答：1 名	100.0%（49 名 /49 名）
2020（令和 2）年度	2.4%（1 名 /42 名）学校教育法：1 名	97.6%（41 名 /42 名）
全体平均	3.3% (6 名 /182 名)	96.7%（131 名 /182 名）

上記【問 6】の調査項目のとおり、「学校教育法第 11 条」を「ある法律」として提示し、「読んだことがある」と回答した、全 10 名の学生に、調査項目（2）でその条文の法律名を尋ねた。これによれば、「学校教育法」または「学校教育法第 11 条」と書くことができた学生は全体として、3.3%（6 名 /182 名）であり、非常に少ない。先に見てきた、調査項目（1）の結果と同様、教職課程で学んでいる学生として、この正答率は、非常に低率であると言える。今回の調査によると、1 年次の教育学部学生は後学期の段階でほぼ、「学校教育法」という法律を読んだことがなく、法律それ自体を知らないと考えられる。したがって、学生は「学校教育法」または「学校教育法第 11 条」と回答することができない、と言えるのではないか。

ここで、「2015 年度体罰調査」の結果と今回のそれとの比較、考察を行なってみる。「2015 年度体罰調査」は、今回の調査項目【問 6】の本文をそのまま用いている。つまり、「2015 年度体罰調査」は、「学校教育法第 11 条」という法律名を記載しないで「ある法律」として提示し、(2) と同じように、「①上記の法律名を書いてください（例：日本国憲法第 26 条)」という調査項目を設定した。この調査結果によると、例に挙げたように、「学校教育法第 11 条」と、法律名と条文を正確に回答した学生は 22.4%（22 名 /98 名）である。また、単に「学校教育法」と回答した 12 名も正答に含めると、正答率は 34.7%（34 名 /98 名）である。ここから、2015 年度当時の学生は 3 人に 1 人の割合で、「学校教育法」と体罰法制との関連を把握していることがわかる[19]。これに対して、今回の調査によれば、「学校教育法」という法律名を正確に書くことができた学生は全体として、わずか 3.3%（6 名 /182 名）である。このように、「2015 年度体罰調査」との比較によると、今回の調査結果は、「学校教育法」という法律名の記載に関する正答率が 10 分の 1 に激減している、ということを示している。

以上述べてきたように、「2015 年度体罰調査」と今回の調査結果とを比較すると、「学校教育法」という法律に対する学生の認識状況に大きな差異が生じている、ということがわかる。

それでは、「学校教育法」または「学校教育法第 11 条」と書くことができた 6 名の学生は、法律名をどのように知ったのだろうか。

③法律名をどのように知ったのか

【表 10】は、【問 6】(3) の調査項目の結果を示したものである。

【表 10】法律名をどのように知ったのか

事　項	法律名をどのように知ったのか	計
2017（平成 29）年度	大学の講義：1 名 /1 名	1 名
2018（平成 30）年度	大学の講義（「教育法」「教職指導」「教職入門」）：3 名 /4 名、 高校で体罰があった際に自分で調べた：1 名 /4 名	4 名
2019（令和 1）年度	なし	0 名
2020（令和 2）年度	大学の講義（「憲法概論」）：1 名 /1 名	1 名
合　計	大学の講義：5 名 /6 名　　大学の講義以外：1 名 /6 名	6 名

上記【問 6】の調査項目のように、「学校教育法第 11 条」を「ある法律」として提示し、「読んだことがある」と回答した、全 10 名の学生のうち、法律名を書くことができた 6 名の学生に、調査項目（3）で「法律名をどのように知ったのか」を尋ねた。これによれば、8 割を超える 83.3％（5 名 /6 名）の学生は、「大学の講義」であると回答している。「大学の講義」以外で「学校教育法」を知った、という学生は 1 名である。ここから、法律名を正確に回答することができた学生の大半は、「学校教育法」という法律を大学の講義で知った、ということがわかる。講義科目には、「教職科目」が多く見られ、「教育法」「教職指導」「教職入門」が挙げられている。その他の講義科目として、共通教育科目であり、教員免許状取得に際し必修の、「憲法概論」が挙げられている。

ここで、「2015 年度体罰調査」の結果と今回のそれとの比較、考察を行なってみよう。「2015 年度体罰調査」によれば、「学校教育法」という法律名を正確に回答した 34.7％（34 名 /98 名）の学生に対して、「法律名をどのように知ったのか」を尋ねた結果、「大学の教職などの講義」という回答が最も多い。その割合は 73.5％（25 名 /34 名）であり、7 割を超えている。2015 年度当時の学生のうち、体罰法制の中心である「学校教育法」の存在を知っていた者の大半は、「大学の教職などの講義」で学んで知っていた、ということがわかる。この点について、今回の調査結果においても、「学校教育法」という法律名を大学の「教職科目」から知ったとする学生の比率が最も多く、「2015 年度体罰調査」の結果と同様の傾向が見られる。ただし、「学校教育法」という法律名を知っている学生の「数」という量的な観点からすると、上で述べてきたように、「2015 年度体罰調査」の結果と今回のそれには、非常に大きな差異があると言える[20]。

おわりに

以上、筆者が 2017 年度から 2020 年度の 4 ヵ年間、琉球大学教育学部の 1 年次学生を対象に実施した、体罰に関するアンケート調査結果に基づき、学生の体罰に対する体験や意識・認識を見てきた。それによれば、第一に、体罰自己体験の有無を初め、体罰を受けた時期や体罰を受けた場所、そして体罰を行なった人物や体罰を受けた理由について、実際に教育学部学生が経験している、体罰の事実を抽出することができた。第二に、教育学部 1 年次学生は、体罰禁止規定である、学校教育法第 11 条をどう認識しているかを析出することができた。

まず、第一の点について述べていく。今回の調査によると、体罰自己体験率は約 2 割で 19.2％である。体罰を受けた時期については、小学校の中・高学年からその割合が増加し始め、中 2 でピークとなり、高校以降は激減する。体罰を受けた場所に関しては、教室が 6 割近くを占め、

圧倒的に多く、群を抜いている。体罰を行なった人物は担任教師が最も多く、7 割近くを占めている。体罰を受けた理由は、授業中の学習指導が 42.9％で最も多く、部活の 20％よりかなり多い。筆者による「2015 年度体罰調査」との比較によれば、体罰自己体験率は 50％であったので、今回の体罰自己体験率 19.2％はかなり、低い数値であると言える。また、体罰を受けた時期や体罰を受けた場所、そして体罰を行なった人物や体罰を受けた理由に関する調査結果は、「2015 年度体罰調査」のそれと同様の傾向を示している。

次に、第二の点に関して述べていく。教育学部 1 年次の学生は後学期の段階でほぼ、教職の専門性に関わり、体罰法制の中心を成す、学校教育法第 11 条を読んだことがない。したがって、3.3％の学生しか法律名を書くことができない。これは、学校教育法第 11 条を学ぶ機会が保障されていないからだと考えられる。この学びの環境は、「2015 年度体罰調査」時との大きな差異である。

以上述べてきたような、体罰をめぐる基礎的なデータの蓄積を初め、分析の作業は今後も、継続していくことが必要だと考える。これらは、今後の課題としたい。

【注】

（1）本研究で言うところの体罰とは、学校教育における教師 - 児童・生徒関係を前提に、教師が教育的意図を持って行なう懲戒行為のうち、生徒に直接・間接に身体的苦痛を与える行為、殴る・蹴るの類が該当するほか、正座・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるという肉体的苦痛を伴うものをさす。

（2）安藤博「わが国における体罰調査の概要」牧柾名・今橋盛勝・林量俶・寺崎弘昭編『懲戒・体罰の法制と実態』学陽書房、1992 年、146-147 頁。

（3）筆者が、体罰に関する調査研究として公表してきた研究は、以下のものである。本研究も大要、以下の拙稿の研究方法を踏襲している。拙稿「琉球大学の教職課程で学ぶ学生の『体罰』に関する意識について（1)」『琉球大学教育学部教育実践総合センター紀要』第 20 号、2013 年 3 月（以下、拙稿①)、拙稿「琉球大学の教職課程で学ぶ学生の『体罰』に関する意識について（2)」『琉球大学教育学部教育実践総合センター紀要』第 21 号、2014 年 3 月（以下、拙稿②)、拙稿「琉球大学の教職課程で学ぶ学生の『体罰』に関する意識について（3)」『琉球大学教育学部教育実践総合センター紀要』第 22 号、2015 年 3 月（以下、拙稿③)、拙稿「琉球大学教育学部学生の『体罰』に対する意識について」『琉球大学教育学部紀要』第 89 号、2016 年 9 月（以下、拙稿④)、拙稿「体罰の要因に関する一考察-教職課程で学ぶ学生の法意識をとおして-」『琉球大学教職センター紀要』第 1 号、2019 年 2 月（以下、拙稿⑤)。

（4）それまでの 2003 年度、2012 年度、そして、2014 年度という 3 回の調査結果によれば、体罰自己体験率はそれぞれ、81.5％、47.5％、31.1％である。拙稿④、128 頁。

（5）拙稿③、75 頁。

（6）これまでの筆者の調査研究によれば、小学生の各学年の体罰自己体験数よりも、中学生のそれはほぼ確実に、増加傾向を示すが、中学校 3 年間の時期において、中学 3 年生の体罰自己体験数は、減少傾向を示す。

（7）拙稿によると、高校 1 年生時の体罰自己体験率は、2012 年度調査：12.1％（拙稿②、138 頁)、2014 年度調査：4.8％（拙稿③、75 頁)、そして、2015 年度調査：4.1％（拙稿④、129 頁）となっており、かなり低率である。

（8）牧らの研究によると、高校時代の体罰自己体験率を「学校種類別に見ると、普通課程のいわゆる『進学校』では 17.9％、普通課程のいわゆる「非進学校」では 24.2％、そして職業高校では 34.7％と、かなり大きな差があり、職業高校〉普通課程非進学校〉普通課程進学校の順で体罰が多用されている、と見られる」。このように、体罰は、「進学校」よりも、「非進学校」や専門高校でより一層、用いられていることが窺われる。牧・今橋・林・寺崎編、前掲書、465 頁。

（9）拙稿④、129 頁。

(10) こうした知見は、筆者がこれまでに行なった、2003 年度、2012 年度、2014 年度、そして「2015 年度体罰調査」のいずれにおいても、得られている。

(11) 筆者がこれまでに行なってきた、体罰調査研究でも、同様の結果が得られている。以下は、誰が体罰を行なったかについて、筆者による調査研究結果の一部を示したものである。拙稿②、94.8％（2 位:「生徒指導教師」25.9％）、139 頁、拙稿③、59.5％（2 位：「クラブ顧問教師」28.6％）、76 頁、拙稿④、63.3％（2 位：「クラブ顧問教師」32.7％）、130 頁。

(12) 筆者のこれまでの体罰調査研究によれば、学生たちの小学校時代における体罰自己体験率の単純合計は 90％を超えており、ほとんどの学生は小学校時代、何らかの体罰を受けていることが窺われる。拙稿②、110.5％、138 頁、拙稿③、90.5％、75 頁、拙稿④、91.8％、129 頁。

(13) なお、筆者の調査によれば、「体罰を受けた理由」として、次のようなデータが得られている。拙稿②、「部活」19.0％、「学習指導等」62.1％、140 頁、拙稿③、「部活」21.4％、「学習指導等」59.5％、77 頁、拙稿④、「部活」34.7％、「学習指導等」55.2％、131 頁。同様な知見に、安藤房治・小菅ゆみ「学校における体罰に関する一考察 - 教育学部学生の体罰体験と体罰意識調査をもとに - 」『弘前大学教育学部紀要』第 72 号、1994 年 10 月、74-75 頁、杉山緑「教育学部生の体罰意識に関する考察（3)」山口大学教育学部附属教育実践研究指導センター紀要』第 8 号、1997 年 3 月、16-17 頁、など。また、「体罰を受けた理由」として、近年、「部活」の割合の増加傾向（19.0％→ 21.4％→ 34.7％）が見られる。

(14) 拙稿④、131 頁。

(15) 筆者は以前、「体罰を受けた理由の多くはいずれも、授業における学習指導の場面である、という点を指摘することができる」と述べた。拙稿④、132 頁。しかしながら、筆者は、「体罰を受けた理由」として、「部活」の割合の増加傾向を見落としていたと言える。

(16) 本調査項目は、「2015 年度体罰調査」のそれとは異なっている。

(17) すでに、拙稿④で指摘したように、この調査項目について、筆者は、2014 年度以前に行なった体罰調査でのそれを変更している。筆者は、学生が実際に、「学校教育法第 11 条」という法律を知っているか否かを尋ねる調査項目の設定をめざした。詳細は、拙稿④、137 頁、拙稿⑤、25-26 頁を参照。杉山は、この学校教育法第 11 条の認知度に関わる調査項目として、筆者が以前に用いていたそれと、同じものを用いている。その結果、「学校教育法第 11 条において体罰が禁止されていることを知っていますか」という項目に、約 6 割の学生が「知っている」と回答しているが、筆者は、実態に即していない数値だと考える。杉山、前掲論文、22 頁。

(18)「2015 年度体罰調査」には、「学校教育法第 11 条を読んだことがあるか否か」を尋ねる調査項目は設定されていない。そのため、この調査項目に関しては今回、比較、考察を行なうことができなかった。

(19) 拙稿の⑤で指摘したように、これには、沖縄県と琉球大学教育学部における、2012 年度から 2014 年度まで派遣された、人事交流制度が関わっていると推測される。なお、大阪市立桜宮高校で 2012 年 12 月、バスケットボール部の部活顧問の体罰が原因による、キャプテンの自殺事件が起きた。この事件との関連で、人事交流派遣教員は、授業で体罰の問題を取り上げられたのではないか、と考えられる。拙稿⑤、23 頁。

(20) すでに拙稿の⑤で述べたように、人事交流制度で派遣された特定の教員が、教職科目の授業で体罰をテーマに取り上げた。その在職期間 3 年間の授業指導の成果が、筆者による「2015 年度体罰調査」に表われたのではないか、と考えられる。拙稿⑤、26 頁。